

## 大和市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成18年4月3日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断に対して補助金を交付することにより、地震に対して強い、安全に暮らせるためのまちづくりを推進するため、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震診断」とは、大和市耐震化促進協議会の会員で事業者登録をしているもの（ただし、市長が特段の理由があると認めた場合は、この限りでない。）が財団法人日本建築防災協会（昭和54年4月2日に財団法人日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。）が定める一般診断法又は精密診断法に基づき、木造住宅について行う耐震性の診断をいう。

(補助の対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物は、市内にある木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新築の工事の着手が昭和56年5月31日以前である一戸建住宅、長屋、共同住宅及び兼用住宅（以下「建築物」という。）
- (2) 地階を除く階数が2以下である在来軸組み工法による建築物
- (3) 大和市木造住宅簡易耐震診断事務要領に定める簡易診断の判定結果が一応安全、やや危険若しくは倒壊の危険有と判定された建築物又は市長が特に認めた建築物

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、66,000円を限度とし、予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。

(申請者)

第5条 申請者は、耐震診断の対象となる建築物を所有している者とする。

2 前号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるもの

(交付の申請)

第6条 申請者は耐震診断を行う前に市長と協議の上、大和市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建築年度を証明する書類（確認申請書の写し、固定資産税家屋評価証明書の写し）
- (2) 耐震診断に係わる費用の見積書の写し
- (3) 木造住宅簡易耐震診断結果報告書の写し又は市長が特に認めた書類

（決定通知書）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、補助金交付の適否を決定し、その結果を大和市木造住宅耐震診断費補助金等交付決定通知書により申請者に通知する。

（変更等の承認）

第8条 申請者は、申請内容を変更しようとするときは、大和市木造住宅耐震診断費補助金交付変更申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、申請の取下げをしようとするときは、大和市木造住宅耐震診断費補助金交付申請取下書を市長に提出しなければならない。

（交付決定取消等）

第10条 市長は、交付決定の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更を行うときは、大和市木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消・変更通知書により行うものとする。

（報告）

第11条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後2月以内に耐震診断を終了し、木造住宅耐震診断費補助金完了実績報告書に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（調査、診断、補強計画、報告等を記載したものに限る。）
- (2) 当該耐震診断に係る請求書又は領収書の写し

（確定通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断費補助金確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、木造住宅耐震診断費補助金支払請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(様式)

第15条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年告示第211号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第142号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年告示第61号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第92号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、施行日以後に交付の申請が行われた補助金について適用し、施行日前に交付の申請が行われた補助金については、なお従前の例による。

別表 (第16条関係)

第1号様式	大和市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書	第6条関係
第2号様式	大和市木造住宅耐震診断費補助金等交付決定通知書	第7条関係
第3号様式	大和市木造住宅耐震診断費補助金交付変更申請書	第8条関係
第4号様式	大和市木造住宅耐震診断費補助金交付申請取下書	第9条関係
第5号様式	大和市木造住宅耐震診断費補助金交付決定取消・変更通知書	第10条関係
第6号様式	大和市木造住宅耐震診断費補助金完了実績報告書	第11条関係
第7号様式	大和市木造住宅耐震診断費補助金確定通知書	第12条関係